転入された単身世帯の皆さまへ

泉佐野市 水道料金等の定住促進減免について

～市外から転入された単身世帯の水道料金等を減免します～

　市内での定住促進を図り、活力と魅力あるまちづくりを推進するため、市外から転入された単身世帯の水道料金等を２年間減免します。

１　減免額

　　　１か月につき10㎥までの水道料金とメーター使用料

**（※下水道使用料は減免されません）**

２　減免の方法

　　　原則として、請求金額から差し引きます。

３　減免の要件

　　　次のすべての要件を満たしていることが必要です。

|  |
| --- |
| （１）平成２８年３月１日から令和８年３月３１日までの間に、本市に転入の届出をした単身者で、１年以上継続して本市に住民登録を置く見込みがあること  （２）市内の居住用住宅に生活の本拠を置き、本市の水道料金を負担していること  （３）減免の申請時、１５歳以上６５歳未満の者であること  （４）本市の水道料金の滞納がないこと |

　※ 既に単身で市内に居住しており、本市に転入の届出を行うことで要件を満たす場合は、減免の申請を行うことができます。

　※ 生活保護の扶助の適用を受けている場合や当該減免を過去に受けたことがある場合（減免の期間中に市内転居し、減免の期間に残存期間がある場合を除く）は、料金の

減免はできません。

　※ 管理会社等へ水道料金をお支払いの物件にお住まいの場合も減免の申請ができます

（減免相当額を補助します）。

４　申請の方法

　　　「転入単身世帯水道料金等減免申請書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、

　　　令和８年４月３０日までに上下水道局へ提出してください（※窓口持参のほか、　　郵送、FAX、電子メールでも構いません。なお、電子メールの場合は、申請書を添付のうえ送信してください）。

|  |
| --- |
| ＜ 申　請　先 ＞  泉佐野市上下水道局 経営総務課 お客さまサービス係  　〒598-0021　大阪府泉佐野市日根野1928番地  　電話　０７２－４６７－２８００㈹  　FAX　０７２－４６７－１８０１  　e-mail　info-ryoukin@water.izumisano.osaka.jp  　受付時間　平日　午前8時45分～午後5時15分  （土曜・日曜・祝日・年末年始は休業） |

　※ 水道の使用を開始（開栓）するときは、休業日を除く前日までに上下水道局へご連絡をお願いします。

（2023.04.01更新）